

一般財団法人篠原欣子記念財団

令和元年度 奨学生募集要項〔期間限定奨学金〕

1. 応募資格

- (1) 社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる①関東地方および山梨県、長野県、静岡県、②愛知県、③大阪府に所在の大学、短期大学、専門学校（専修学校／専門課程）の学部・学科等（*注1）に在籍する者（制度上の終了／修業年限まで = 学年問わず）（在籍校で留年をしている場合、応募資格はありません）
 - (2) 応募時点で、将来福祉施設または幼児教育施設等での就業を希望している者。
 - (3) 品行方正で、態度・行動・発言に社会的良識のある者。
 - (4) 心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者。
 - (5) 当財団が要請するレポートを提出することができる者。（年間1回程度）
 - (6) 外国籍の場合、永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する者。例外として留学の在留資格で、大学学長（校長）および指導教授（担当教諭）の書面による推薦を受け、各大学（各学校）の学生課経由での応募ができる場合は、応募を可能とする。（大学または学校単位で1名まで／応募書類に推薦書を添付）
- (*注1) 大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）は、本奨学金の対象とはしておりません。また、通信教育も対象外といたします。ただし、短期大学卒業後に4年制大学卒業に相当する学士の学位を得る事ができる修業年限2年の認定専攻科は可能とします。
- 【介護福祉士資格】指定養成施設であること。
- 【社会福祉士資格・精神保健福祉士資格】国家試験指定科目を履修すること。（4年制の大学の場合は卒業と同時に受験資格が得られる、3年制または2年制の短期大学・専門学校の場合は相談援助実務を経て受験資格を得られることが前提）

※他団体の奨学金制度受給者であっても応募は可能です。※年齢制限はございません。

2. 募集期間

受付期間：令和元年9月17日（火）～令和元年10月25日（金）まで

※消印有効

3. 募集人数

100名

4.応募方法

直接応募制

※ただし外国籍で在留資格が留学の場合、大学・学校の学事課経由で応募してください。

※なお、お送りいただいた書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募書類、添付書類は返却いたしません。

5.応募手続き


【応募方法】

- ・ データ送信（以下【応募書類】の①）
- ・ 書類送付（以下【応募書類】の②～⑦）

上記、両方の手続きが必要です。

※応募書類および各証明書は日本語で書かれているものに限りです

【応募書類】

①	奨学金給付願書	・QRコードまたはWebアドレスより入力してください。 https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/r1syougakuseikikan/bosyu/  （※データ送信後に登録メールアドレス宛に完了通知を送ります ⇒ 迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は（@qooker.jp） のドメインを受信できるように事前に設定をしてください） 入力締切日：令和元年10月25日（金）まで
②	写真1枚	・カラー写真／上半身正面／応募前3カ月以内／縦4.5×横3.5cm／ スナップ不可／裏面に氏名記入
③	奨学金申請理由書	・市販原稿用紙(400文字)利用／1枚以上～最大4枚／ 学校名・氏名明記 1. 将来就きたい職業とその理由 2. 奨学金を必要とする理由 3. これまで頑張ってきた事（自己PR） 上記3点を必ず記入のこと／応募者本人の手書きによる／日本語に限る
④	在学証明書	・原本／応募前3カ月以内発行のもの
⑤	成績証明書	・原本／応募前3カ月以内発行のもの ・1年生で前期の成績証明書が発行されない場合（学年末の発行のみ）は、高校発行の調査書／原本を提出してください
⑥	住民票謄本	・原本／応募前3カ月以内／ 世帯全員の記載のあるもの ／世帯主および続柄の省略不可／マイナンバーの記載のないもの ・家計支持者と別居の場合は、家計支持者の 世帯分（全員記載） も必要 ・外国籍の方の場合、「国籍・地域」「在留資格」「30条の45区分」「在留期間等」「在留期間満了の日」の記載のあるもの（省略不可）

<p>⑦ 所得証明書</p> <p>ア. 課税(非課税)証明書</p> <p>イ. 住民税証明書</p> <p>ウ. 市区町村・都県民税課税(非課税・所得)証明書</p> <p>※上記ア～ウのいずれか(所得証明書の名称は、市区町村により異なります)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者とその配偶者(例: 父母双方/本人が既婚の場合は本人と配偶者)の収入・所得を証明する市区町村発行の左記ア～ウのいずれか ・令和元年度分(平成30年1月～平成30年12月分の記載のあるもの) ・収入および所得(合計所得金額)の内訳/所得控除(額)の内訳/扶養控除の内訳(人数)が記載された証明書を取得してください (※記載の省略不可) ・家計支持者および配偶者の収入・所得の有無に関わらず提出してください(無収入の場合、収入・総所得が0円と書かれたものが必要) ・証明書は日本語で書かれているもの/原本に限ります(コピー不可) ・勤め先が発行する「源泉徴収票」不可
--	---

※応募書類に不備がある場合、審査ができませんのでご注意ください。

6. 応募書類送付先

〒163-1506 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー6F
 一般財団法人 篠原欣子記念財団 事務局 TEL03-6911-3600

※書類到着有無のお問い合わせには対応しておりません。

(到着確認をされたい場合は、郵便追跡サービス等をご利用ください)

7. 奨学生選考手順

(1) 選考方法および奨学生候補者の内定

応募書類審査により選考を行い、奨学生候補者を内定します。(面接はありません)

(2) 選考結果の通知

選考の結果は、文書(郵送)にて通知します。(12月13日(金)までに通知の予定)

※選考の経過および内定可否については、公表をいたしません。

(3) 奨学生の認定

奨学生候補者として内定した場合、「誓約書・同意書」他必要書類の提出をもって、当財団法人の奨学生として正式に認定し、奨学金の給付を開始いたします。

8. 奨学金給付について

(1) 奨学金給付額

■ 月額 : 1万5千円

※原則として、2カ月分(当月分と翌月分)をまとめて偶数月の月末に直接本人名義の口座に送金して給付します。

(2) 奨学金給付対象期間および給付開始時期

■ 給付対象期間 : 令和元年10月～令和2年3月迄(半年間)

■ 給付開始時期 : 最初の奨学金は、令和元年10月～令和2年1月の4カ月分をまとめて

令和元年12月末に給付します。以降、上記(1)の通りに給付をいたします。

(3) 奨学金の返還

この奨学金は、給付型のため、返還の必要はありません。

9. その他

※選考の結果、内定基準を満たす方が1つの大学・学校で複数名となった場合、内定者は最大5名までとします。

※選考の結果、内定基準を満たす方が1つの世帯で複数名となった場合、内定者は1世帯につき1名までとします。

※Eメールまたは電話で連絡をする場合がございます。迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、次のドメイン (@ysmf.or.jp) を受信可能にしてください。また、電話 (03-6911-3600) の受電ができるように携帯端末等の設定をしてください。

※連絡がつかない場合は、選考手続きを進める事ができなくなりますので、ご注意ください。

※翌年度以降も応募可能です。(次回募集予定：令和2年3月下旬～5月中旬)

10. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

○TEL：03-6911-3600（平日9:00～17:00）

○FAX：03-3346-2600

○ホームページ：「お問い合わせ」ページより入力 (<https://www.ysmf.or.jp/contact>)

以上